

第3期基本計画（案）	第2期基本計画（現行）
第1章 基本計画策定の趣旨等 1 基本計画策定の趣旨 犯罪を未然に防止し、犯罪の被害に遭わずに市民の皆さんが安全で安心して暮らすことができるまちづくり（以下「安全で安心して暮らせるまちづくり」という。）を推進するためには、市並びに市民、事業者及び土地所有者等（以下「市民等」という。）並びに警察その他関係機関及び関係団体（以下「関係機関等」という。）がより連携を深め、活動を継続して行うことが重要です。 本市では、平成18年1月1日に、犯罪を未然に防止し、市民が安全に、かつ、安心して暮らすことができるまちづくりについて基本理念、基本計画等を定め、市及び市民等の責務を明らかにすることにより、安全で安心な地域社会の実現を図ることを目的とした「鳥取市安全で安心なまちづくり推進条例」を施行し、同条例に基づき、「鳥取市安全で安心なまちづくり基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進してきました。 <u>本市では、本基本計画に基づき、市民の防犯意識向上や安全確保等に取り組んできましたが、平成28年度から令和7年度までの第2期計画期間が終了することから、これまでの取組状況を踏まえ、社会情勢や犯罪の態様の変化等に伴う現状の課題に対応するため、基本計画の見直しを行い、改めて令和8年度からの10年間の基本計画を策定するものです。</u> 2 基本計画の施策対象の範囲 安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、犯罪対策、防犯対策及び犯罪被害者支援について総合的に取り組む必要があります。この基本計画は、それらの取り組みの中でも市民に最も身近な基礎自治体として、地域の身近な課題として取り組むべき、<u>地域における防犯活動</u>の推進を対象とします。 3 計画期間 この基本計画の計画期間は、<u>令和8年度から令和17年度</u>までの10年間とします。	第1章 基本計画策定の趣旨等 1 基本計画策定の趣旨 犯罪を未然に防止し、犯罪の被害に遭わずに市民の皆さんが安全で安心して暮らすことができるまちづくり（以下「安全で安心して暮らせるまちづくり」という。）を推進するためには、市並びに市民、事業者及び土地所有者等（以下「市民等」という。）並びに警察その他関係機関及び関係団体（以下「関係機関等」という。）がより連携を深め、活動を継続して行うことが重要です。 本市では、平成18年1月1日に、犯罪を未然に防止し、市民が安全に、かつ、安心して暮らすことができるまちづくりについて基本理念、基本計画等を定め、市及び市民等の責務を明らかにすることにより、安全で安心な地域社会の実現を図ることを目的とした「鳥取市安全で安心なまちづくり推進条例」を施行し、同条例に基づき、「鳥取市安全で安心なまちづくり基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進してきました。 この度、平成18年度から平成27年度までの計画期間の終了に合わせ、社会情勢の変化等に対応するため、基本計画の見直しを行い、改めて平成28年度からの10年間の基本計画を策定するものです。 2 基本計画の施策対象の範囲 安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、犯罪対策、防犯対策及び犯罪被害者支援について総合的に取り組む必要があります。この基本計画は、それらの取り組みの中でも市民に最も身近な基礎自治体として、地域の身近な課題として取り組むべき地域防犯の推進を対象とします。 3 計画期間 この基本計画の計画期間は、平成28年度から令和7年度までの10年間とします。

第3期基本計画（案）

第2章 現状及び課題

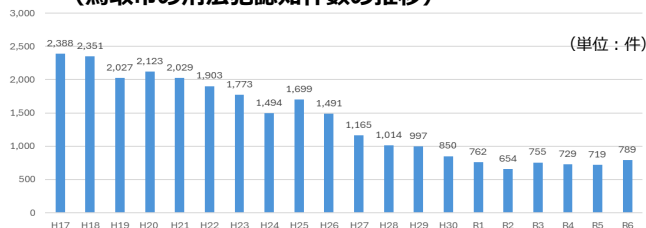
1 犯罪の現状

本市における刑法犯認知件数は、減少傾向で推移しながら、令和2年には654件となりましたが、令和3年は755件と増加に転じ、令和6年は789件と近年増加傾向にあります。

犯罪種別は、空き巣、車上ねらい、自転車盗、万引き、性犯罪等と多岐に及んでいるほか、特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺等については、手口の巧妙化、多様化が進み、年齢層を問わず被害が発生しています。

また、犯罪をした人の約半数が再び罪を犯している現状にあります。

（鳥取市の刑法犯認知件数の推移）



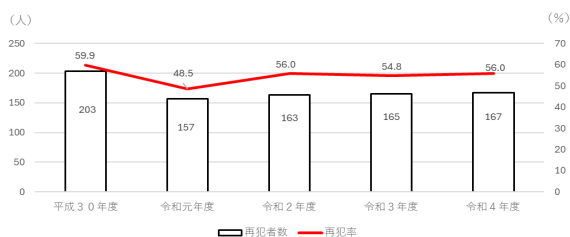
（鳥取市の刑法犯認知状況（犯罪種別））

区分	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	刑法犯認知件数
令和2年	5	63	459	54	5	68	654
令和3年	5	76	538	38	13	85	755
令和4年	8	103	488	34	14	82	729
令和5年	4	80	515	42	13	65	719
令和6年	6	62	562	61	24	74	789

（罪種区分）

凶悪犯・・・（殺人、強盗、放火等）
 粗暴犯・・・（暴行、傷害、脅迫、恐喝等）
 窃盗犯・・・（空き巣、車上ねらい、自転車盗、万引き等）
 知能犯・・・（詐欺、横領、偽造等）
 風俗犯・・・（賭博、不同意わいせつ等）
 その他・・・（器物損壊、住居侵入等上記以外の犯罪）

（鳥取市を管轄する鳥取、智頭、浜村警察署管内の再犯者の状況）



資料：法務省矯正局広島矯正管区

第2期基本計画（現行）

第2章 現状及び課題

1 犯罪の現状

鳥取県内における刑法犯認知件数は、平成15年の9,302件をピークに連続して減少しており、本市においても概ね減少傾向で推移しています。

一方で、近年は振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺が増加し、その手口も多様化、巧妙化しており、年齢層を問わず被害が発生しています。

2 生活環境の変化

社会の少子高齢化及び国際化や高度情報化は着実に進展しており、これらの社会情勢の変化がもたらす市民生活や地域社会の変化、個人の生活様式や価値観の多様化、地域の結びつきの希薄化は、市民が犯罪に巻き込まれやすい状況を生み出すとともに、将来を担う子どもたちに生活の知恵や規範意識を教える機会を少なくする一因となっています。また、インターネット環境の充実やスマートフォンの普及による交流サイト（SNS）を使った情報ネットワークの拡大並びに交通網の整備に伴う生活圏の拡大は、利便性を向上させる一方で 犯罪の新たな要因となっています。

3 課題

以上のような状況の下、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、

- ① 自らを守る意識の高揚
- ② 連携体制・情報共有の推進
- ③ 協働による地域における防犯活動の推進
- ④ 犯罪が起こりにくい都市環境の整備
- ⑤ 再犯防止対策の推進

が重要であり、かつ課題ともなっています。

第3章 基本計画の基本的な考え方

安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、「自らの安全は自らで守り、**地域の安全は住民が協力して守り**、犯罪が起こりにくい環境をつくる」ことが重要です。

安全で安心して暮らせるまちづくりの推進にあたっては、これらを踏まえ、次の**5点を本計画の基本的な方針**とします。

1 自らを守る意識の高揚

安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するために、町内会（自治会）、地区公民館及び関係団体等との連携を強化し、地域ぐるみの防犯体制の充実を図るとともに、市民一人ひとりの防犯意識の高揚等に努め、犯罪のない地域社会を目指します。

安全で安心して暮らせるまちづくりの原点は、「自らの安全は自らで守り、**地域の安全は住民が協力して守る**」ことであり、住民自らが防犯意識を持ち続けることはもちろんのこと、日頃から住民みんなが力をあわせ、地域で助け合っているよう、地域の実態にあったコミュニティを構築していくことが必要です。

2 生活環境の変化

少子・高齢化及び国際化や高度情報化社会の進展は急速に進行しており、これらの社会情勢の急激な変動がもたらす市民生活や地域社会への変化、個人の生活様式や価値観の多様化、高層マンションの増加等による地域の結びつきの希薄化は、将来を担う子どもたちに生活の知恵や規範意識を教える機会を少なくする一因となっています。また、インターネットなどの情報通信技術の発達や、交通網の整備に伴う生活圏の拡大は、犯罪の新たな要因となっています。

3 課題

以上のような状況の下、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、

- ① 自らを守る意識の高揚
- ② 連携体制・情報共有の推進
- ③ 協働による地域防犯活動の推進
- ④ 犯罪防止に重点を置いた都市環境整備

が重要であり、かつ課題ともなっています。

第3章 基本計画の基本的な考え方

安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、「自らの安全は自らで守り、自らの地域は自らで守る、犯罪の起こりにくい環境をつくる」ことが重要です。

安全で安心して暮らせるまちづくりの推進にあたっては、これらを踏まえ、次の4点を基本的な方針とします。

1 自らを守る意識の高揚

安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するために、町内会、地区公民館及び関係団体等との連携を強化し、地域ぐるみの防犯体制の充実を図るとともに、市民一人ひとりの防犯意識の高揚等に努め、犯罪のない地域社会を目指します。

安全で安心して暮らせるまちづくりの原点は、「自らの安全は自らで守り、自らの地域は自らで守る」ことであり、住民自らが防犯意識を持ち続けることはもちろんのこと、日頃から住民みんなが力をあわせ、地域で助け合っているよう、地域の実態にあったコミュニティを構築していくことが必要です。

第3期基本計画（案）

2 連携体制・情報共有の推進

変更なし

3 協働による地域における防犯活動の推進

地域の安全を確保し、より大きな効果をあげるためには、各地域において、市や市民等、関係機関・団体等地域の構成員が、地域における防犯上の課題を解決するため、対等の立場で補い合い連携・協力（協働）していくことが必要です。また、地域に住む人たちが、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指して、お互いに助け合い、話し合いながら活動（協働）していくことが、地域における防犯活動の推進に向けた重要な要素です。

4 犯罪が起こりにくい都市環境の整備

安全で安心なまちづくりを推進するためには、犯罪や不良行為者のい集などの迷惑行為が起こりにくい都市環境の整備が必要です。道路、公園等の生活に密着する公共の場所において、見通しの確保や防犯灯の設置等、犯罪や迷惑行為の防止に配慮した施設の整備・維持管理に努める必要があります。また、防犯カメラは、各種犯罪の抑止とともに発生した犯罪の早期解決のために有用なものです。その設置及び運用に当たっては、プライバシーをはじめとする個人の権利を侵害しないよう人権への配慮も重要です。

5 再犯防止対策の推進

犯罪をした人等の多くは安定した仕事や住居が確保できないなどの理由から、社会復帰が困難であるために、犯罪を繰り返す状況があります。

こうした人々の孤立化を防ぎ、地域社会との絆を構築することなどによって再犯を防止していくことが、安全で安心なまちづくりにつながります。

市民や事業所等の理解と協力を得ながら、犯罪をした人等の社会復帰を関係機関が連携して支援していく必要があります。

第2期基本計画（現行）

2 連携体制・情報共有の推進

防犯対策に取り組むにあたっては、犯罪に関する情報を素早く得る必要があります。市・市民等・関係機関等がお互いに連携をとり合い、情報の共有化を図ることが重要です。

3 協働による地域防犯活動の推進

地域の安全を確保し、より大きな効果をあげるためには、各地域において、市・市民等・関係機関等が一体となって地域防犯活動に取り組むことが不可欠です。そして、地域に住む人たちが、お互いに助け合い、話し合いながら、よりよい環境、より豊かな暮らしを求めて、安全で安心して暮らせる社会を築いていくことが、地域防犯活動の推進に向けた重要な要素です。

4 犯罪防止に重点を置いた都市環境整備

犯罪の発生しにくい環境づくりには、防犯の視点を取り入れた施設整備等のハード面や施設の維持管理等のソフト面に対する施策が必要です。

第4章 安全で安心して暮らせるまちづくり施策の推進

1 防犯対策の推進

(1) 市の取り組み

変更なし

ア 知識の普及と啓発活動の推進

変更なし

(ア) 地域の防犯意識の高揚

自主防犯活動団体、金融機関、商店・コンビニエンスストア等の協力によって、市民等への防犯情報の周知と市民等からの防犯情報の収集を行い、地域の防犯意識の高揚を図ります。

(イ) 広報活動の推進

防犯に関する知識を普及・啓発するため、報道機関への情報提供を行うとともに、市報、公式ウェブサイト、公式LINE等のSNS、出前講座等の活用によって、防犯情報を積極的に提供し、広報活動の推進強化を図ります。

(ウ) 市主催イベントにおける啓発活動

市主催イベントにおいて、チラシ等を配布するなど、防犯意識の啓発に努めます。

(エ) 事業者への啓発活動等

事業者に対し、従業員への防犯意識の普及と啓発並びに防犯対策を施した施設の整備、さらには、地域住民と連携して安全で安心して暮らせるまちづくりの推進を図るよう協力依頼を行います。

イ 地域における防犯活動への支援

地域における犯罪を未然に防止し、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、市民等や各種団体等が一体となり、幅広く活動していくなどの地域単位での自主的な防犯活動が非常に重要です。また、相談しやすい環境を整えることで、より一層の推進に努めます。

第4章 安全で安心して暮らせるまちづくり施策の推進

1 市の取り組み

市は、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、市民等と協働し、自主・自立の精神に支えられた良好な地域コミュニティを築くための必要な施策を実施します。

(1) 知識の普及と啓発活動の推進

地域における犯罪を未然に防止するためには、市民一人ひとりが防犯に関する知識を持つことが必要です。市民等への知識の普及や啓発活動を推進するため、次の施策を実施します。

ア 地域の防犯意識の高揚

自主防犯活動団体、金融機関、商店・コンビニエンスストア等の協力によって、市民等への防犯情報の周知と市民等からの防犯情報の収集を行い、地域防犯意識の高揚を図ります。

イ 広報活動の推進

防犯に関する知識を普及・啓発するため、報道機関への情報提供を行うとともに、市報、ホームページ、登録制メール、出前講座等の活用によって、防犯情報を積極的に提供し、広報活動の推進強化を図ります。

ウ 市主催イベントにおける啓発活動

市主催イベントにおいて、チラシ等を配布することにより、防犯意識の啓発に努めます。

エ 事業者への啓発活動等

事業者に対し、従業員への防犯意識の普及と啓発並びに防犯対策を施した施設の整備、さらには、地域住民と連携して安全で安心して暮らせるまちづくりの推進を図るよう協力依頼を行うとともに、支援施策についても検討します。

(2) 地域防犯活動の支援

地域における犯罪を未然に防止し、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、市民等や各種団体等が一体となり、幅広く活動していくなどの地域単位での自主的な地域防犯活動が非常に重要です。また、相談しやすい環境をつくることで、より一層の推進に努めます。

第3期基本計画（案）

(7) 地域の自主的な防犯活動への支援及び相談体制の充実

地域における犯罪発生状況や発生場所などについて、警察からの情報をもとに市民等に提供するとともに、地域で防犯活動を行う自主防犯活動団体等への支援を行います。また、窓口や電話による相談体制を充実し、被害につながるおそれがある内容については、関係機関等への情報提供等を行います。

(1) 表彰の実施

変更なし

ウ 犯罪が起こりにくい都市環境整備の推進

安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、犯罪や不良行為者のい集などの迷惑行為が起こりにくい都市環境の整備が必要です。市が有する公共施設等の整備や維持管理に当たっては、犯罪や迷惑行為の未然防止に配慮するなど、犯罪が起こりにくい都市環境に資する施策を推進します。

(7) 道路照明灯及び防犯灯の整備

道路照明灯の設置については、夜間における交通事故防止と円滑な交通を確保するためだけでなく、夜間における歩行者等の通行の安全確保を視野に入れ整備を行います。また、防犯灯の設置については、まちを明るくし歩行者等の安全を確保するとともに、ひったくりなどの犯罪の防止を図るため、町内会等と協議を行いながら効果的な整備を実施します。

(1) 防犯カメラの適切かつ効果的な整備・運用の促進

市有施設への防犯カメラについては、「市有施設防犯カメラ整備方針（令和3年2月策定）」に基づき、プライバシーの保護に十分留意しつつ、効果的な整備に努めます。また、鳥取県が策定した「防犯カメラの設置及び運用に関する指針（平成28年11月策定）」や個人情報保護法に基づき、防犯カメラの有用性とプライバシー保護の調和を図り、適切かつ効果的な設置・運用が図られるよう、事業者、地域団体、市民等に対する啓発活動に努めます。

(ウ) 駐車場及び自転車駐輪場等における安全対策

市が有する駐車場及び自転車駐輪場等については、盗難や器物損壊等の犯罪を防止するため施設の整備や管理運営強化に努めます。

第2期基本計画（現行）

ア 地域防犯活動の支援及び相談体制の充実

地域における犯罪発生状況や発生場所などについて、警察からの情報をもとに市民等に提供するとともに、自主防犯活動団体への支援を行います。また、窓口や電話による相談体制を充実し、被害につながるおそれがある内容については、関係機関等への連絡等を行います。

イ 表彰の実施

安全で安心なまちづくりの推進に顕著な功績があった市民等や各種団体を表彰します

(3) 犯罪防止に重点を置いた都市環境整備

犯罪の発生しにくい環境づくりには、防犯の視点を取り入れた施設整備等のハード面や施設の維持管理等のソフト面に対する施策が必要です。

ア 道路照明灯及び防犯灯の整備

道路照明灯の設置については、夜間における交通事故防止と円滑な交通を確保するためだけでなく、夜間における歩行者等の通行の安全確保を視野に入れ整備を行います。また、防犯灯の設置については、まちを明るくし歩行者の安全を確保するとともに、ひったくりなどの犯罪の防止を図るため、町内会等と協議を行いながら効果的な整備を実施します。

イ 防犯カメラの整備

防犯カメラについては、犯罪の防止、抑止効果が見込まれるとともに、事件の早期解決や災害発生時の被害状況の確認にも有用であることから、市有施設の設置場所や管理体制を定めた整備方針を策定し、プライバシーの保護に十分留意しつつ、必要最小限で効果的な整備に努めます。

ウ 駐車場及び自転車駐輪場等における安全対策

駐車場については、自動車盗難や車上狙いを防止するための施設の整備や管理運営強化に努めます。また、自転車駐輪場についても、防犯に配慮した施設整備や管理運営の強化に努めます。

第3期基本計画（案）	第2期基本計画（現行）
(I) 公園や公衆トイレにおける安全対策 変更なし (ロ) 建物における安全対策 変更なし (カ) 市有地における安全対策 変更なし (キ) 通学路等の安全対策 変更なし 工 保育・幼稚園、小・中・義務教育学校等における安全対策の推進 (ア) 保育・幼稚園、小・中・義務教育学校等の防犯管理体制の整備 変更なし (イ) 侵入者の防止対策 変更なし (ウ) 保護者、地域、関係機関等との連携の強化 変更なし (I) 「こども（かけ込み）110番の家・店」等の拡充 地域における家庭や事業者等の協力を得て、子どもたちが危険を感じたときに駆け込み、身の安全を確保するための「こども（かけ込み）110番の家・店」等の取組推進と周知に努めます。	工 公園や公衆トイレにおける安全対策 公園においては、死角をつくらない樹木等の配置や照明灯の整備とともに、公園などに公衆トイレを設置する場合には、周囲からの見通しや照度の確保、防犯ベルの設置など、個々の立地条件、利用状況等を勘案し整備することとし、施設の適正な維持管理に努めます。 オ 建物における安全対策 防犯性を高めるため、死角になりやすい場所の解消を図る等、市民が安心して利用できる建物の整備に努めます。 カ 市有地における安全対策 市有地については、安全な環境を保持するため、適正な維持管理を行います。 キ 通学路等の安全対策 学校、保護者、地域住民、教育委員会、道路管理者及び警察による合同点検の結果を踏まえ、児童・生徒などが日常的に通学・通園等に利用している通学路等の適正な整備・維持管理に努めます。 (4) 保育・幼稚園、小・中・義務教育学校等における安全対策の推進 ア 保育・幼稚園、小・中・義務教育学校等の防犯管理体制の整備 保育・幼稚園、小・中・義務教育学校等（以下「学校等」という。）は、園児・児童・生徒等（以下「児童等」という。）が一日の大半を過ごす生活の場であり、児童等の安全確保を図るため、教職員等による学校等の防犯管理体制を整備します。 イ 侵入者の防止対策 学校等の施設への出入り口をできるだけ少ない箇所限定するとともに、防犯カメラ、非常警報装置等の防犯警備機器を活用し、侵入者の防止に努めます。 ウ 保護者、地域、関係機関等との連携の強化 児童等の登下校時等の安全確保を図るため、積極的に情報を発信するなど、保護者、地域、関係機関等との連携の強化を行います。 エ 「こども（かけ込み）110番の家・店」等の拡充 地域における家庭や事業者等の協力を得て、子どもたちが危機感を感じたときに駆け込み、身の安全を確保するための「こども（かけ込み）110番の家・店」等の拡充を行います。

第3期基本計画（案）

(イ) 安全教育の充実

各種事件や事故を想定した安全教育を計画的・継続的に実施し、児童等が防犯についての知識を身につけ、危険を回避する方法等について理解するとともに、自ら安全な行動がとれるよう努めます。

特に、児童等が、十分に危険性を認識しないままスマートフォン等を利用してしまうことに起因して、インターネット掲示板やSNSなどへの書き込みによる個人情報の流出や著作権の侵害等のトラブルに巻き込まれたり、性犯罪に発展した事例も発生しており、適正な利用及び被害防止対策についての教育を行います。

(カ) 子どもたちの参画による安全対策の推進

変更なし

(キ) 施設及び通学路周辺の安全点検

定期的に施設及び通学路周辺を点検し、施設管理者等との情報の共有化を図るとともに把握した危険箇所等については関係機関と連携して危険性の解消に努めます。

オ 青少年等を対象とした施策の推進

青少年の健全育成及び非行の防止を図るため、関係機関等と連携し、青少年の街頭補導、相談及び広報啓発等の活動を推進します。また、若者を中心にSNS等の利用による犯罪被害や、意図せず犯罪行為へ加担してしまう等の様々なトラブルを防止するための広報啓発等の活動を推進します。

カ 高齢者、障がいのある人を対象とした施策の推進

高齢者や障がいのある人が、自らの生活の安全を確保していくうえで必要とされる知識の普及や啓発を実施するとともに、具体的な方策について、関係機関等と協議検討を行い、高齢者や障がいのある人が安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に努めます。

特に、特殊詐欺に狙われやすい高齢者に対しては、様々な広報媒体を活用した情報発信や出前講座等の啓発活動を推進するとともに、各種団体等と連携しながら、高齢者宅の訪問時に注意喚起を実施するほか、関係機関等と連携して、被害の未然防止対策を推進します。

キ 人材の育成

地域において、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するための原動力となり、地域において防犯活動を支えていく人材を育成するため、関係機関等との連携のもと、市民等を対象とする研修会やリーダー養成講習会等を企画するとともに、研修会等への計画的な参加にる人材育成に努めます。

第2期基本計画（現行）

オ 安全教育の充実

各種事件や事故を想定した安全教育を計画的・継続的に実施し、児童等が防犯についての知識を身につけ、危険を回避する方法等について理解するとともに、自ら安全な行動がとれるよう努めます。

特に、児童等が、急速に普及したスマートフォン等を、知識が浅い状態で利用してしまうことに起因して、個人情報の流出や著作権の侵害等のトラブルに巻き込まれる事例も発生しており、適正な利用についての教育を行います。

カ 子どもたちの参画による安全対策の推進

子どもたちと協力して行う「地域安全マップ」づくりを通し、通学路周辺の危険箇所の確認や点検を行うなどの被害防止教育を推進します。

キ 施設及び通学路周辺の安全点検

定期的に施設及び通学路周辺を点検し、施設管理者等との情報の共有化を行います。

(5) 青少年を対象とした施策の推進

青少年の健全育成及び非行の防止を図るため、関係機関等と連携し、青少年の街頭補導、相談及び広報啓発等の活動を推進します。

(6) 高齢者、障がいのある人を対象とした施策の推進

高齢者や障がいのある人が、自らの生活の安全を確保していくうえで必要とされる知識の普及や啓発を実施するとともに、具体的な方策について、関係機関等と協議検討を行い、安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に努めます。

特に、近年増加傾向にある高齢者を狙った特殊詐欺については、有効な施策の推進に努めます。

(7) 人材の育成

地域において、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するための原動力となり、地域防犯活動を支えていく人材を育成するため、関係機関等との連携のもと、市民等を対象とする研修会やリーダー養成講習会等を企画するとともに、研修会等への計画的な参加による人材育成に努めます。

第3期基本計画（案）

ク 空き家等の適正な管理の促進

空き家の中には、十分な管理がされず放置された建物があり、老朽化による倒壊の危険で住民生活を脅かしたり、不審者の侵入など防犯上の問題となる恐れがあるため、「鳥取市空き家等対策計画（第2期）（令和6年10月策定）」等に基づき空き家等の所有者等に対し適正な管理を促していきます。

ケ 推進体制・情報共有の充実

変更なし

(2) 市民の取り組み

市民は、「自らの安全は自らで守り、地域の安全は住民が協力して守る」ことが安全で安心して暮らせるまちづくりの原点であることを自覚したうえで、地域住民や警察、各種団体等と相互に連携をとり、一体となって地域の実情にあった啓発活動を実施します。あわせて、**市民**一人ひとりが幅広く防犯に関する正しい知識を持ち、防犯意識の高揚を図るとともに、積極的に**地域における防犯活動**に取り組めます。

ア 知識の習得と啓発活動への参加

地域における犯罪を未然に防止するためには、市民一人ひとりが防犯に関する正しい知識を持つことが必要です。**市民**が防犯知識の習得と啓発活動に積極的に参加するため、次の活動を実施します。

(ア) 地域の防犯意識の高揚

市、警察、**市民等、各種団体**、さらに、市民に身近なコンビニエンスストア等から得られる防犯情報等を積極的に活用し、地域の防犯意識の高揚に努めます。

(イ) 防犯知識の習得

変更なし

(ウ) 啓発活動への参加

市や関係機関が実施する街頭キャンペーン、研修会等、安全で安心して暮らせるまちづくり活動の一環として行われる各種啓発活動へ積極的に参加・協力します。

(エ) 情報の収集・提供

市報、**公式ウェブサイト**、チラシ、ポスター、**公式LINE**等から得られる防犯に関する情報の収集に努めるとともに、警察・市・市民等へ情報の提供を行うことによって、地域における防犯対策の向上に努めます。

第2期基本計画（現行）

(8) 空き家等の適正な管理の促進

十分な管理がされず放置された空き家等は老朽化し、倒壊等のおそれがあります。このため、危険な空き家等の所有者等に対し適正な管理を促していきます。

(9) 推進体制・情報共有の充実

地域の実情を考慮し施策を総合的に推進するため、市民等や関係機関等との連携体制・情報共有を充実します。

2 市民の取り組み

市民は、「自らの安全は自らで守り、自らの地域は自らで守る」ことが安全で安心して暮らせるまちづくりの原点であることを自覚したうえで、地域住民や警察、各種団体等と相互に連携をとり、一体となって地域の実情にあった啓発活動を実施します。あわせて、一人ひとりから地域全体にいたるまで幅広く防犯に関する正しい知識を持ち、防犯意識の高揚を図るとともに、積極的な地域防犯活動に取り組めます。

(1) 知識の習得と啓発活動への参加

地域における犯罪を未然に防止するためには、市民一人ひとりが防犯に関する正しい知識を持つことが必要です。防犯知識の習得と啓発活動に積極的に参加するため、次の活動を実施します。

ア 地域の防犯意識の高揚

市、警察、市民を中心とした団体、企業・金融機関・商店等を中心とした各種団体、さらに、市民に身近なコンビニエンスストア等から得られる防犯情報等を積極的に活用し、地域の防犯意識の高揚に努めます。

イ 防犯知識の習得

市や警察等が開催する研修会や講習会等へ積極的に参加し、防犯に関する正しい知識の習得に努めます。

ウ 啓発活動への参加

市、関係機関が実施する街頭キャンペーン、研修会等、安全で安心して暮らせるまちづくり活動の一環として行われる各種啓発活動へ積極的に参加・協力します。

エ 情報の収集・提供

市報、ホームページ、チラシ、ポスター、登録制メール等から得られる防犯に関する情報の収集に努めるとともに、警察・市・市民等へ情報の提供を行うことによって、地域における防犯対策の向上に努めます。

第3期基本計画（案）

イ 地域における防犯活動の実施等

自らの地域を守っていけるよう、住民がお互いに連携・協力し、地域の実情にあった自主的な**防犯活動**の実施に努めます。

(7) 地域における防犯活動の実施

市や警察等から得られる地域の防犯情報や、研修会・講演会等で習得した防犯に関する知識を活用し、地域が一体となって、防犯パトロールなどの**防犯活動**の実施に努めます。

(1) 身の回りの安全点検

「自らの安全は自らで守る」ことを基本に、防犯に関する研修会等で習得した防犯に関する知識等を活かし、**防犯機能を強化した**住まいづくりなど、身の回りの安全点検を行います。

(2) 地域における安全点検

自らの地域を守っていけるよう、住民がお互いに連携・協力し、地域の安全点検を行うとともに、地域安全マップを作成することによって、地域コミュニティ意識の向上を図ります。

ウ 私有地及び建物の適正な維持管理

変更なし

エ 学校等における安全対策の推進

(7) 登下校時等における子どもの安全確保

変更なし

(1) 「こども（かけ込み）110番の家」等への協力

変更なし

(2) 施設及び通学路周辺の安全点検

変更なし

第2期基本計画（現行）

(2) 地域防犯活動の実施等

自らの地域は自らで守っていけるよう、住民がお互いに連携・協力し、地域の実情にあった自主的な地域防犯活動の実施に努めます。

ア 地域防犯活動の実施

市や警察等から得られる地域の防犯情報や、研修会・講演会等で習得した防犯に関する知識を活用し、地域が一体となって、防犯パトロールなど地域防犯活動の実施に努めます。

イ 身の回りの安全点検

「自らの安全は自らで守る」ことを基本に、防犯に関する研修会等で習得した防犯に関する知識を活かし、防犯の視点を取り入れた住まいづくりなど、身の回りの安全点検を行います。

ウ 地域における安全点検

自らの地域は自らで守っていけるよう、住民がお互いに連携・協力し、地域の安全点検を行うとともに、地域安全マップを作成することによって、地域コミュニティ意識の向上を図ります。

(3) 私有地及び建物の適正な維持管理

土地や建物を所有又は管理している市民は、安全な環境を保持するため、土地や建物の適正な維持管理や安全点検を実施します。また、空き家や空き店舗となった建物についても適正な維持管理や定期的な安全点検を行います。

(4) 学校等における安全対策の推進

ア 登下校時等における子どもの安全確保

保護者や学校等の管理者並びに市と連携し、登下校時の声かけ運動、緊急時の避難・保護、児童等への助言、警察等への通報・連絡等の実践に努めます。

イ 「こども（かけ込み）110番の家」等への協力

子どもたちが危険を感じたときに駆け込み、身の安全を確保できるよう、「こども（かけ込み）110番の家」等の指定に積極的に協力します。

ウ 施設及び通学路周辺の安全点検

定期的に施設及び通学路周辺を点検し、施設管理者等との情報の共有化を行います。

第3期基本計画（案）

オ 高齢者、障がいのある人を対象とした防犯対策の実施

高齢者や障がいのある人が犯罪の被害にあわないよう、市、警察、関係機関、町内会（自治会）、事業者等と連携して、地域全体で防犯対策を推進します。特に、高齢者を狙った特殊詐欺については、関係機関等と連携し、地域での効果的な被害未然防止対策の推進に努めます。

カ 人材育成への協力

（ア）防犯リーダー育成への協力

地域における防犯活動を推進する原動力となる人材を育成するため、市や警察等が開催する人材育成の研修会・講演会等への積極的な参加に努めます。

（イ）防犯リーダーを中心とした防犯対策の推進

変更なし

主 推進体制への参加・協力

変更なし

（3）事業者の取り組み

事業者は、その事業を行うにあたり、安全で安心して暮らせるまちづくりのために必要な措置を講ずるとともに、地域住民と一体となって地域における防犯活動に取り組みます。

ア 知識の習得と啓発活動への参加

（ア）防犯意識の高揚

変更なし

（イ）防犯知識の習得

変更なし

（ウ）啓発活動への参加

変更なし

第2期基本計画（現行）

（5）高齢者、障がいのある人を対象とした防犯対策の実施

高齢者や障がいのある人が犯罪の被害者にならないよう、地域で連携して、地域防犯活動の実践に努めます。特に、近年増加傾向にある高齢者を狙った特殊詐欺については、地域での効果的な防犯対策の推進に努めます。

（6）人材育成への協力

ア 防犯リーダー育成への協力

地域防犯活動を推進する原動力となるため、市や警察等が開催する人材育成の研修会・講演会等への積極的な参加に努めます。

イ 防犯リーダーを中心とした防犯対策の推進

防犯リーダーを中心とし、地域における積極的かつ効果的な防犯対策の実施に努めます。

（7）推進体制への参加・協力

市・事業者・土地所有者等及び関係機関等との連携を強化し、施策を着実かつ円滑に推進するため、連携体制に積極的に参加・協力します。

3 事業者の取り組み

事業者は、その事業を行うにあたり、安全で安心して暮らせるまちづくりのために必要な措置を講ずるとともに、地域住民と一体となって地域防犯活動に取り組みます。

（1）知識の習得と啓発活動への参加

ア 防犯意識の高揚

市や警察から発信される地域における防犯情報等を積極的に活用し、事業者並びに従業員の防犯意識の高揚に努めます。

イ 防犯知識の習得

市や警察から提供される防犯情報や、防犯に関する研修会・講習会等を積極的に活用し、事業者並びに従業員の防犯知識の習得に努めます。

ウ 啓発活動への参加

市や関係機関が実施する街頭キャンペーンや研修会等、安全で安心して暮らせるまちづくり活動の一環として行われる各種啓発活動へ積極的に参加・協力します。

第3期基本計画（案）

イ 地域における防犯活動への参加・協力等

(ア) 地域における防犯活動への参加・協力

地域で行われる防犯パトロールなどの防犯活動へ積極的に参加・協力し、地域住民と一体となって安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に努めます。

(1) 事業所等の安全点検

変更なし

ウ 私有地及び建物等の適正な維持管理

(ア) 土地や建物の適正な維持管理

変更なし

(1) 施設等の防犯対策

変更なし

エ 学校等における安全対策の推進

(ア) 登下校時等における子どもの安全確保

変更なし

(1) 「こども（かけ込み）110番の店」等への協力

変更なし

オ 高齢者、障がいのある人を対象とした防犯対策の実施

高齢者や障がいのある人が犯罪の被害にあわないよう、地域と連携して、防犯活動の実践に努めます。

特に、高齢者を狙った特殊詐欺については、事業所での声かけなど被害未然防止対策の実施に積極的に協力します

カ 人材育成への協力

地域における防犯活動を推進する原動力となる人材を育成するため、市や警察等が開催する人材育成の研修会・講演会等へ積極的に参加し、事業所における防犯リーダーの育成に協力します。

第2期基本計画（現行）

(2) 地域防犯活動への参加・協力等

ア 地域防犯活動への参加・協力

地域で行われる防犯パトロールなど地域防犯活動へ積極的に参加・協力し、地域住民と一体となって安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に努めます。

イ 事業所等の安全点検

事業所において、自分たちの地域は自分たちで守っていけるよう、地域と連携・協力して、事業所及び地域の安全点検に努めます。

(3) 私有地及び建物等の適正な維持管理

ア 土地や建物の適正な維持管理

事業者が所有又は管理している土地や建物の安全な環境を保持するため、土地や建物の適正な維持管理及び安全点検を実施します。

イ 施設等の防犯対策

防犯に配慮した施設や設備の整備が求められており、特に、共同住宅や駐車場については、ピッキングなどに強い鍵の設置や防犯カメラ、防犯灯の整備等防犯対策に努めます。また、空き店舗となった建物についても、適正な維持管理や定期的な安全点検を行います。

(4) 学校等における安全対策の推進

ア 登下校時等における子どもの安全確保

保護者や学校等の管理者並びに市と連携して、登下校時における子どもの安全対策として、声かけ運動、緊急時の避難・保護、児童等への助言、警察等への通報・連絡等の実践に努めます。

イ 「こども（かけ込み）110番の店」等への協力

子どもたちが危険を感じたときに駆け込み、身の安全を確保できるよう、「こども（かけ込み）110番の店」等の指定に積極的に協力します。

(5) 高齢者、障がいのある人を対象とした防犯対策の実施

高齢者や障がいのある人が犯罪の被害者とならないよう、地域と連携して、地域防犯活動の実践に努めます。

特に、近年増加傾向にある高齢者を狙った特殊詐欺については、事業所での被害防止の実施に積極的に協力します。

(6) 人材育成への協力

地域防犯活動を推進する原動力となるため、市や警察等が開催する人材育成の研修会・講演会等へ積極的に参加し、事業所における防犯リーダーの育成に協力します。

第3期基本計画（案）	第2期基本計画（現行）
主 推進体制への参加・協力 変更なし （4）土地所有者等の取り組み 土地所有者等は、本市に所有又は管理する土地及び建物の適正な維持管理を行うことにより、犯罪が起こりにくい環境の保持を行います。 ア 防犯知識の習得 変更なし イ 土地や建物の適正な維持管理と防犯対策 （ア）土地や建物の適正な維持管理 変更なし （イ）施設等の防犯対策 変更なし ウ 推進体制への参加・協力 変更なし	（7）推進体制への参加・協力 市・市民・土地所有者等及び関係機関等との連携を強化し、施策を着実かつ円滑に推進するため、連携体制に積極的に参加・協力します。 4 土地所有者等の取り組み 土地所有者等は、本市に所有又は管理する土地及び建物の適正な維持管理を行うことにより、犯罪が発生しにくい環境の保持を行います。 （1）防犯知識の習得 市や警察から提供される防犯情報や、防犯に関する研修会・講習会等を積極的に活用し、防犯知識の習得に努めます。 （2）土地や建物の適正な維持管理と防犯対策 ア 土地や建物の適正な維持管理 所有又は管理している土地や建物の安全な環境を保持するため、土地や建物の適正な維持管理及び定期的な安全点検を実施します。 イ 施設等の防犯対策 防犯に配慮した施設等を整備することが求められており、特に、共同住宅や駐車場については、ピッキングなどに強い鍵の設置や防犯カメラ、防犯灯の整備等防犯対策に努めます。また、空き家・空き店舗となった建物についても、適正な維持管理や定期的な安全点検を行います。 （3）推進体制への参加・協力 市・市民・事業者及び関係機関等との連携を強化し、施策を着実かつ円滑に推進するため、連携体制に積極的に参加・協力します。

2 再犯防止対策の推進

犯罪をした人等の中には、矯正施設の出所後に、必要な福祉的支援が受けられなかったり、住居や就労先の確保が出来ないために、社会生活に馴染めず、生活に困窮したり精神的に追い詰められたりして孤立した結果、再犯に至ってしまうという悪循環に陥る人もいます。

本市では「鳥取市再犯防止推進計画（令和7年3月改定）」（※1）に基づき、鳥取県地域生活定着支援センター、保護司会、更生保護給産会などの関係機関と協力連携して犯罪をした人等の社会復帰を支援するとともに、更生保護女性会、BBS会（※2）、協力雇用主等の更生保護ボランティア活動への市民の参加や理解を得ながら、犯罪をした人等が地域社会から孤立することなく、再び社会を構成する一員となることで再犯の防止につなげ、安全で安心して暮らせる社会の実現を図ります。

※1 令和4年3月に「鳥取市第2次地域福祉計画・第4次地域福祉推進計画」に内包させる形で策定されました。本市では、この計画を、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に規定する市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（地方再犯防止推進計画）として位置付けています。

※2 BBS（Big Brothers and Sisters Movementの略）とは、非行少年等様々な立場の少年に「兄」や「姉」のような立場で接し、一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむことを通じて、少年の立ち直りや自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体です。（法務省資料引用）

第3期基本計画（案）	第2期基本計画（現行）
第5章 基本計画を推進するにあたって 1 実施計画の策定 変更なし 2 鳥取市安全で安心なまちづくり推進協議会 変更なし 3 庁内連携体制の充実 変更なし 4 基本計画の変更について 変更なし	第5章 基本計画を推進するにあたって 1 実施計画の策定 基本計画の施策の具体的な実施指針となる短期計画としての実施計画を策定し、計画的、効果的な推進を図ります。 2 鳥取市安全で安心なまちづくり推進協議会 鳥取市安全で安心なまちづくり推進協議会では、安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する基本的事項について調査・審議して、より実情に沿った取り組みが、的確かつ効果的に実施できるよう協議します。 3 庁内連携体制の充実 本市においても、安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する施策を行う関係部局が連携し、各施策等を円滑に実施できるよう、庁内連携体制を強化し、実効的な推進を図ります。 4 基本計画の変更について 基本計画は、今後の犯罪の態様や発生状況、社会環境の変化などに検討を加え、必要に応じて修正を行うものとします。